

# 豊見城市 DX 推進計画

(豊見城市官民データ活用推進計画)

豊見城市

令和8年度～令和12年度

(2026年度～2030年度)



## 「豊見城市DX推進計画」の策定にあたって

市民の皆様には、日頃より市政へのご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

近年、人々がスマートフォンを所有し、インターネットの恩恵にあずかっているなか、私たちの暮らしは大きく変化しています。行政においても、手続のオンライン化や情報発信の高度化など、デジタル技術を活用したサービスの提供が求められる一方、人口構造の変化や人材確保の課題など、持続可能な行政運営に向けた対応も急務となっています。

豊見城市では、これまで「豊見城市デジタル化推進計画」に基づき、市民サービスの向上と業務の効率化に取り組んでまいりました。本計画では、その取組をさらに発展させ、単なるデジタル化にとどまらないDX(デジタルトランスフォーメーション)として、業務プロセスや組織のあり方を見直し、新たな価値の創出につなげることを目指します。

本計画は、「豊見城市デジタルファースト宣言」に掲げる3つの戦略、すなわち「市民サービス」「行政運営」「シティプロモーション」のデジタルファーストを基本方針に、国の自治体DX推進計画等の動向も踏まえながら、令和8年度から令和12年度までの5年間に取り組む内容を整理したものです。市民の利便性向上と行政の効率化を両立させることで、限られた資源を必要な分野へ確実に振り向け、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を進めてまいります。

また、デジタルは目的ではなく手段です。窓口での支援や対面での相談など、従来の良さを大切にしながら、デジタルを活用して「便利になった」「分かりやすくなった」「安心できる」と実感していただける行政サービスへと改善を重ねていきます。あわせて、情報セキュリティ対策の強化や職員のデジタルスキル向上にも取り組み、安定した行政基盤の整備を進めます。

結びに、本計画の推進にあたり、市民の皆様、関係機関、事業者の皆様との連携が不可欠です。引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

豊見城市長 徳元 次人



## 【 目次 】

第1章 計画の概要 .....	1
1 策定の趣旨 .....	1
2 計画の期間 .....	2
3 計画の推進体制 .....	2
第2章 計画策定の背景 .....	3
1 D Xが必要となる社会情勢 .....	3
2 国のデジタル化政策の動向 .....	6
3 県の実組とD X推進計画 .....	11
4 豊見城市の実組状況 .....	12
第3章 基本方針 .....	13
基本方針 .....	13
第4章 施策 .....	14
【基本方針1】市民サービスのデジタルファースト .....	15
【基本方針2】行政運営のデジタルファースト .....	19
【基本方針3】シティプロモーションのデジタルファースト.....	24
第5章 職員の行動指針.....	26
第6章 計画の効果測定 .....	27
施策取組スケジュール .....	28
（資料）豊見城市D X推進本部設置規程 .....	31



## 第1章 計画の概要

### 1. 策定の趣旨

本市は、令和3年(2021年)4月に策定した「豊見城市デジタル化推進計画」に基づき、様々な施策を展開することで、市民サービスの向上や、業務の効率化・適正化等に向けた取組を進めてまいりました。

しかし近年、高度情報化社会の進展は衰えることなく、私たちの生活はスマートフォンやインターネットなど、情報通信技術に大きく依存するようになっており、こうした流れのなかで、市民のニーズ、またそれらに対応する手段も複雑多様化していく状況にあります。

このような状況のなか、組織は常に変化に対応し、新たなデジタル技術や市場のトレンドに敏感に対応することが求められていることから、本計画については前計画である「豊見城市デジタル化推進計画」からアップデートした、「豊見城市DX(※1)推進計画」として策定いたします。

そして本計画は、前計画に引き続き「豊見城市総合計画」及び「豊見城市デジタルファースト宣言(※2)」に掲げるデジタル化施策の実現について、総務省「自治体DX推進計画」における「自治体が重点的に取り組むべき事項」等を盛り込んだ、本市のDXを推進するための個別計画として策定します。

また「官民データ活用推進基本法」において求められている官民データ活用の推進に関する項目も含まれていることから、「豊見城市官民データ活用推進計画」として位置付けます。

#### ※1 DX(デジタルトランスフォーメーション)

単なるIT導入やデジタル化とは異なるより包括的な概念であり、デジタル技術を活用・駆使したうえで、業務のプロセスや組織のあり方を根本的に変革することで、新たな価値を創造し、新たな社会課題へ対応していくことを目指すものです。

#### ※2 豊見城市デジタルファースト宣言

IT新戦略「社会全体のデジタル化」や「Society 5.0時代」にふさわしいデジタル化に向け、市民サービス、行政運営の向上、シティプロモーションへ最新のデジタル技術を活用し、窓口手続のオンライン化及び業務の効率化を図るとともに、グローバルな関係人口拡大に向け情報発信し、「デジタルファースト」で取り組むことを宣言したものであり、下記の3つの戦略を掲げています。

- (1)「市民サービス」のデジタルファースト
- (2)「行政運営」のデジタルファースト
- (3)「シティプロモーション」のデジタルファースト

## 2. 計画の期間

国・県の取組を踏まえ、市民ニーズの多様化や情報通信技術（ICT）の高度化など、様々な外部環境の変化に対応するため、令和8年度から令和12年度までの5年間（2026年度～2030年度）における本市のDX化を推進します。ただし、今後の技術革新や国のDX推進施策の動向に応じ、適宜、本計画の見直しができるものとしします。

【図表 本計画の計画期間と、関連する各種計画の計画期間】

令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	～
第5次豊見城市総合計画（2021～2030）						
豊見城市デジタルファースト宣言（2020～）						
前計画	豊見城市DX推進計画（2026～2030）					

## 3. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、「豊見城市DX推進本部設置規程（令和5年（2023年度）11月2日訓令第18号、巻末掲載）」に基づき設置された豊見城市DX推進本部を中心に、全庁横断的に取組を進めます。

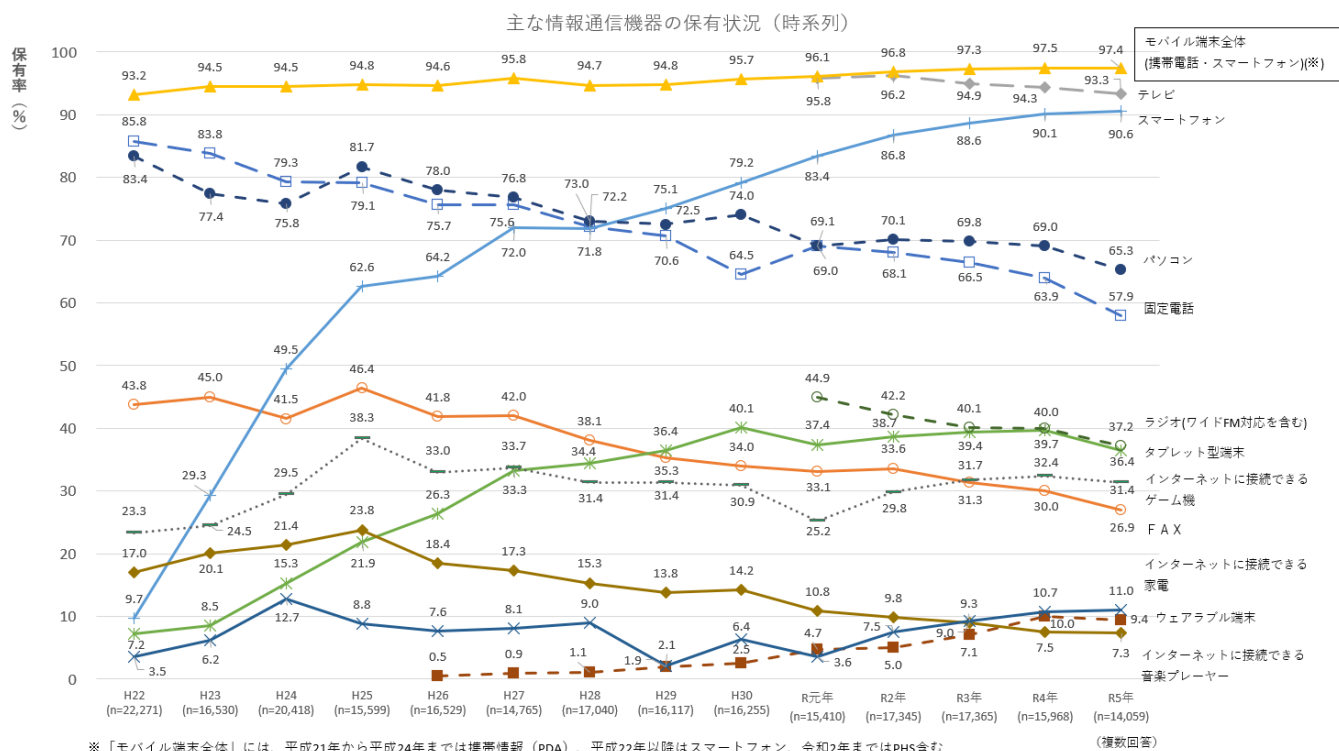
また、本部の庶務を担うデジタル推進課を事務局として、施策の進捗状況を共有し、必要に応じて取組の見直しを行います。

## 第2章 計画策定の背景

### 1. DXが必要となる社会情勢

#### (1) 利用するデジタルデバイスの変化

スマートフォンを保有している世帯（全国）が「90.6%」（令和5年）となり、パソコン「65.3%」と固定電話「57.9%」を上回っています。多くの市民が利用する情報通信機器の主体はスマートフォンへ変遷してきていることから、インターネット環境が身近になっている現在、オンライン申請・手続きの拡充、SNS等を活用した行政情報のスマートフォン対応や情報の配信、オンラインでのアンケートや意見募集による市民参加等により、利便性の向上や行政運営の効率化を図っていく必要があります。

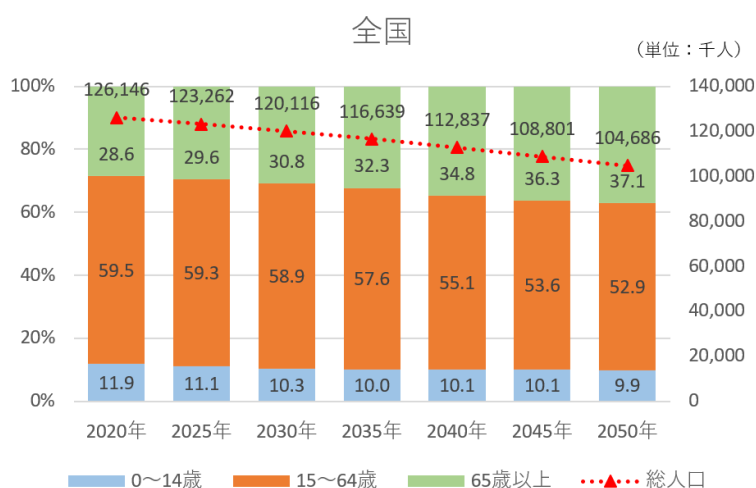


## (2) 人口の減少及び人口構造の変化

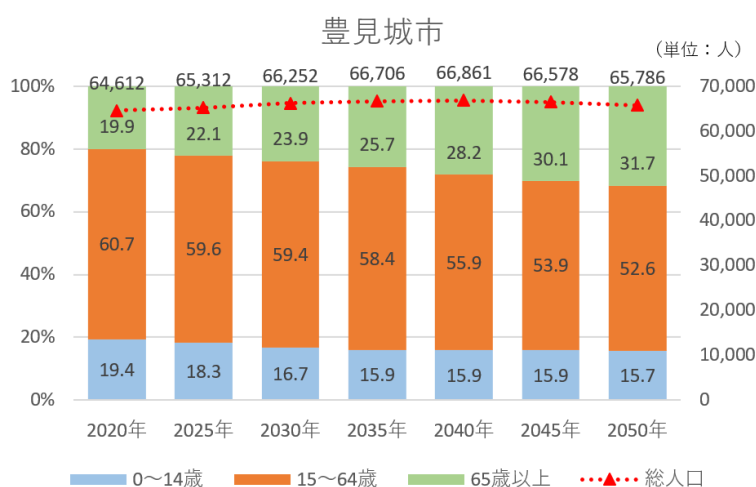
国立社会保障・人口問題研究所における「日本の将来推計人口（令和5年推計）」によれば、～総人口は50年後に現在の7割に減少し、65歳以上人口がおよそ4割を占める。前回推計よりも出生率は低下するものの、平均寿命が延伸し、外国人の入国超過増により人口減少の進行はわずかに緩和～という見解が示されており、ほとんどの自治体において人口が減少していく社会となることが見込まれています。

一方本市においては2040年まで総人口は増加しその後人口減少が始まると推計されていますが、そのなかで年少人口（0～14歳）・生産年齢人口（14～65歳）の割合減少、高齢者人口（65歳以上）の割合増加が進んでいくものと予想されており、これらの結果として、地方税の減収や社会保障関連費用が増大していくことが想定されます。

今後、社会サービス基盤を維持しつつ、かつ行政運営を持続可能なものとするための経済的な成長を実現するためには、推計される未来に対応できるような変革を行っていかねばなりません。



出典：日本の将来推計人口（令和5年推計）国立社会保障・人口問題研究所

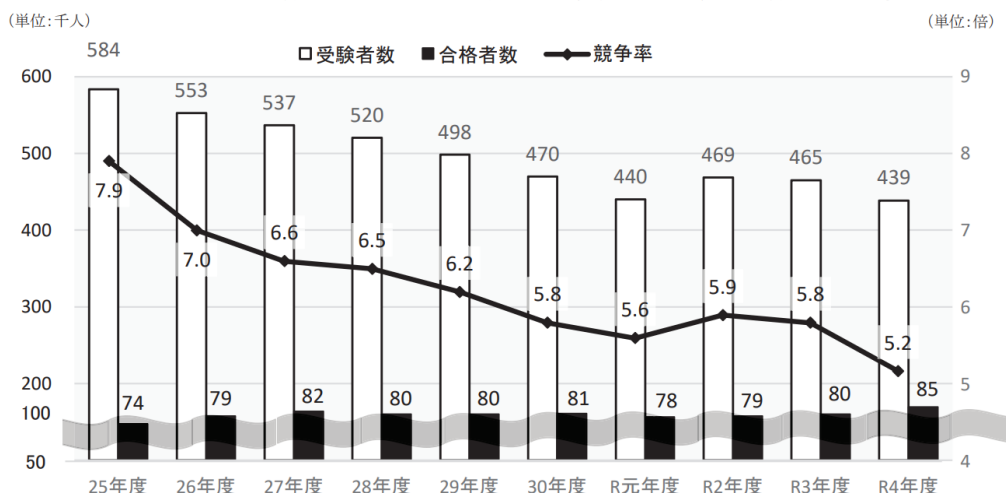


出典：日本の地域別将来推計人口』(令和5(2023)年推計) 国立社会保障・人口問題研究所

### (3) 地方自治体における人手不足

近年においては地方自治体における担い手の不足や職員の離職率増加が社会的な課題となりつつあります。多方面にわたる自治体業務は市職員によって支えられていることを踏まえ、旧態依然を良しとしない進歩的な職員意識を醸成し、デジタルを活用した効率的な働き方への転換を図る風土を築きあげることが肝要です。総務省「自治体戦略2040構想研究会 第二次報告」(平成30年(2018年))では、2040年頃を見据え「半分の職員数でも担うべき機能が発揮される自治体」への転換が提言されており、生成AIをはじめとするデジタル技術を市民生活の基盤として広く浸透させていくことが不可欠です。

過去10年間の競争試験における受験者数、合格者数及び競争率の推移



(注) 本表における「競争率」は、受験者数/合格者数 により算出している。

出典：地方公務員における働き方改革に係る状況

～令和4年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果の概要(総務省)

(単位：人、%)

普通退職者数	普通退職者数	左のうち、 30歳未満	30歳未満 割合
平成25年度	5,727	1,564	27.3%
平成26年度	6,043	1,836	30.4%
平成27年度	6,374	2,059	32.3%
平成28年度	6,459	2,179	33.7%
平成29年度	7,123	2,402	33.7%
平成30年度	8,322	2,931	35.2%
令和元年度	9,196	3,318	36.1%
令和2年度	8,532	2,969	34.8%
令和3年度	10,500	3,637	34.6%
令和4年度	12,501	4,244	33.9%

出典：地方公務員の退職状況等調査(総務省)

## 2. 国のデジタル化政策の動向

我が国においては、デジタル社会形成基本法等に基づき「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を策定し、デジタルを活用した行政・社会全体の変革を継続的に推進しています。重点計画(2025年(令和7年)6月13日)では、これまでの取組の到達点として、デジタルファーストの原則の下、行政手続をはじめ社会全体の生産性向上を目指した施策を進めてきたことが整理されています。具体的には、マイナンバーカードの普及・利活用やマイナポータルの利便性向上、事業者向け行政サービスの利用者体験向上に向けた環境整備、健康・医療・介護、教育、防災、こども等の準公共分野におけるデジタル化の推進など、利用者視点での取組が進展しているとされています。

また、人口減少・労働力不足が深刻化する中で、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は重要であるとの認識の下、自治体においてもデジタル技術やデータの活用により住民サービスの利便性向上を図ること、AIを含むデジタル技術の活用によって業務効率化を進め、限られた人的資源をサービスの維持・向上へつなげていくことが求められています。加えて、行政の効率化・高度化の観点から、地方公共団体情報システムの統一・標準化の推進(基幹業務システムの標準準拠化)や、国・地方公共団体等の情報システムのガバメントクラウドへの移行など、共通基盤の整備を通じた持続可能な行政サービスの確保が重要な取組として位置づけられています。

さらに、重点計画(2025年)では、AI・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用による社会全体のデジタル化の推進、AIフレンドリーな環境整備(制度・データ・インフラ)、競争・成長のための協調、安全・安心なデジタル社会の形成、我が国のDX推進力の強化(デジタル人材の確保・育成、体制整備)といった柱を掲げ、国・自治体が歩調を合わせて取組を進める方向性を示しています。特に、地域におけるデジタル・新技術の徹底活用として「地方創生2.0」を掲げ、地域課題の解決や付加価値の創出につなげていくこととしており、自治体においても、これらの方針を踏まえた取組の推進が期待されています。

### (1) マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針

マイナンバー制度は、平成27年(2015年)より施行された、国民一人一人に12桁の番号を付与する制度です。政府は、この制度を通じて、行政手続きの簡素化、社会保障・税務の効率化、そして国民の利便性向上を目指してきました。

制度施行から10年が経過するなか、マイナンバーカードの普及率は令和7年(2025年)11月時点で約8割に達し、その間に自治体における各種オンライン申請、健康保険証や運転免許証としての利用、公金受取口座との紐付け等活用の機会は増大しており、今後も安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図るとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図ります。

## マイナンバーカードの申請・交付・保有状況

【令和8年2月1日（日）時点】

### 【申請・交付】直近の1日当たり平均件数の動向

	1日当たり平均 (直近1週間1/26~2/1)	1日当たり平均 (1月)	1日当たり平均 (12月)	1日当たり平均 (11月)	1日当たり平均 (10月)
申請受付件数	45,104	43,025	56,413	67,289	60,709
交付実施済数	58,803	57,912	62,713	54,638	53,529

### 【保有】月末時点の件数及び人口に対する割合(保有率)の推移

	1月末	12月末	11月末	10月末
保有枚数(※1)	101,148,007	100,646,892	99,932,388	99,477,291
人口に対する割合 (保有率)(※2)	81.2%	80.8%	80.3%	79.9%

保有枚数：現に保有されているカードの枚数(交付枚数から死亡や有効期限切れなどにより廃止されたカードの枚数を除いたもの)

※1 国外利用分含む

※2 令和7年1月1日時点の住基人口(124,330,690人)に対する割合(国外利用分除く)

出典：内閣官房番号制度推進室資料

### (2)官民データ活用推進基本法（平成28年（2016年）12月施行）

官民データ活用推進基本法は、インターネット等を通じて流通する多様かつ大量の情報を活用することにより、少子高齢化等の諸課題の解決につなげるため、官民データ（国、地方公共団体及び事業者等有するデータ）の適正・効果的な活用の推進を目指すものであり、官民データの活用に関し、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、官民データ活用推進基本計画の策定など総合的かつ効果的な施策展開を図り、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的としています。

政府はこの法律を受けて、平成29年（2017年）5月30日に「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定していますが、都道府県においては「都道府県官民データ活用推進計画」の策定が義務付けられており、一方、市町村（特別区を含む）については、「市町村官民データ活用推進計画」の策定が努力義務とされています。

市町村官民データ活用推進計画は、

「手続きにおける情報通信の技術の利用等に係る取組」

「官民データの容易な利用等に係る取組」

「個人番号カードの普及及び活用に係る取組」

「利用の機会等の格差の是正に係る取組」

「情報システムに係る規格の整備および互換性の確保等に係る取組」を、市町村の実情に応じて定めることを通じて、官民データの利用環境の整備促進を図り、事務負担の軽減、地域課題の解決、住民及び事業者の利便性向上等に寄与すること、また当該地域における「官民データ利活用社会」のビジョンを示し、住民や関係者がビジョンを共有することで理解を深め、連携しながら取組を進めることを目的とするものです。

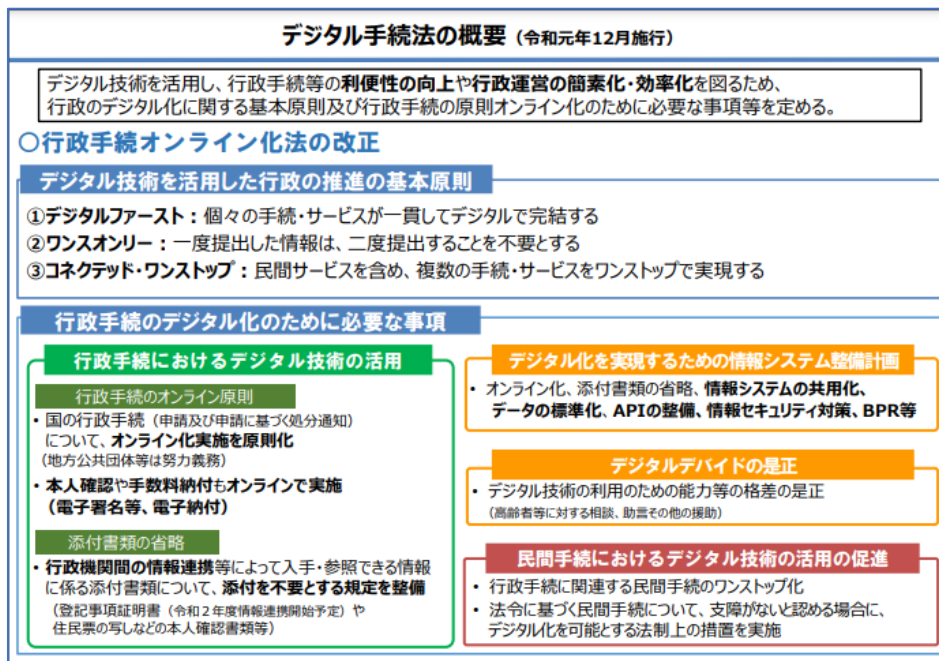
**【官民データ活用推進基本法に規定する地方公共団体の施策に関する主な事項】**

- ・ 行政手続に係るオンライン利用の原則化（10条1項）
- ・ 自らが保有する官民データの活用の推進（オープンデータの推進）（11条1項）
- ・ マイナンバーカードの普及及び活用に関する計画の策定等（13条）
- ・ 利用の機会等の格差の是正（14条）
- ・ 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保、業務の見直し（15条1項）

（3）デジタル手続法（令和元年（2019年）12月施行）

デジタル手続法とは、正式名称を「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」と言い、行政機関における申請、届出等手続きの原則オンライン化を加速させ、行政手続等に係る関係者の利便性向上、行政運営の簡素化及び効率化によって、国民生活の向上や国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

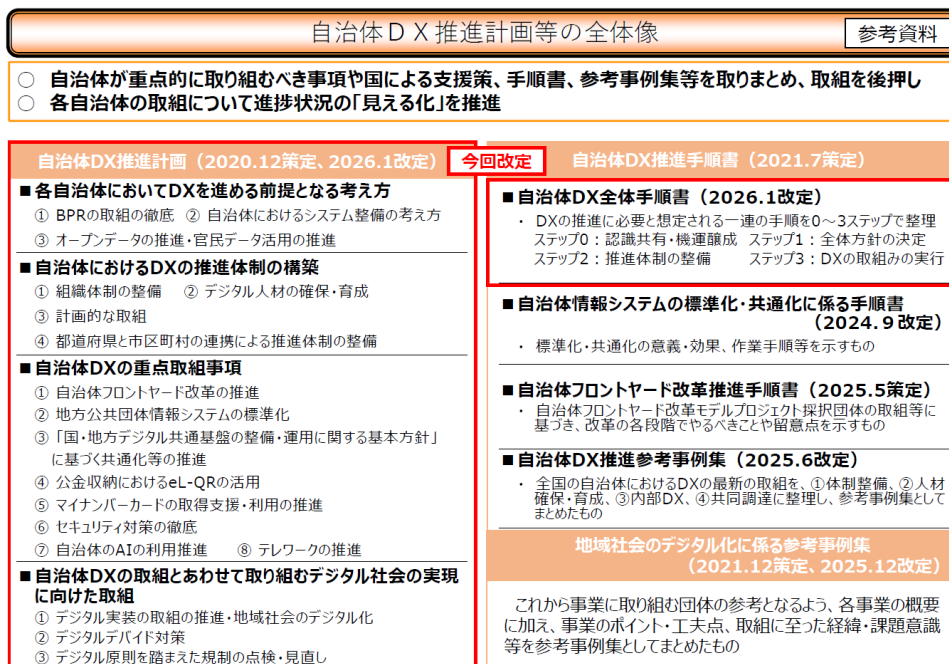
当該法においては、行政機関における申請、届出は原則オンライン化を基本とする考え方を示した「デジタルファースト」、同じ内容の情報提供は求めない「ワンスオンリー」、民間サービスを含む手続きを一度で完結させる「コネクテッド・ワンストップ」の3原則を定めており、行政のデジタル化をより推進するため、行政手続オンライン化法や住民基本台帳法、公的個人認証法、マイナンバー法等が包括的に改正されました。



出典：内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室資料

#### （4）自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画

令和2年（2020年）12月、政府は、国と地方公共団体との連絡調整に関することを所掌する観点から、重点計画等における各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめた「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定しました。当該計画は時流に応じた改訂を重ねてきており、令和8年（2026年）1月には第5.1版が公表されています。

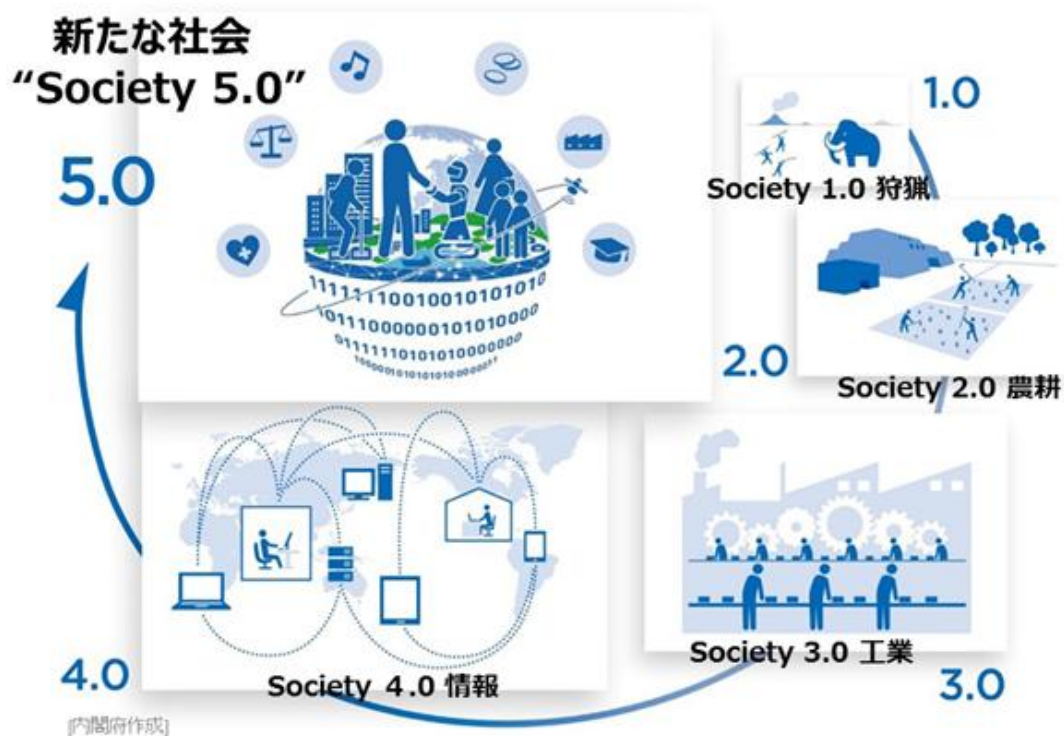


出典：総務省 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画の改訂概要【第5.1版】

(5) Society5.0 (ソサエティ5.0)

我が国が目指すべき未来社会の姿であり、狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く新たな社会です。第5期科学技術基本計画 (平成28年 (2016年) 1月22日閣議決定) において、「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」としてSociety5.0が初めて提唱されました。その後、このSociety5.0の概念を具体化し現実のものとするため、令和3年3月26日に閣議決定された第6期科学技術・イノベーション基本計画では、我が国が目指すべきSociety5.0の未来社会像を「持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人一人が多様な幸せ (well-being) を実現できる社会」と表現しています。

このように、Society 5.0は単なる技術革新に留まらず、デジタル活用を通じて豊かな市民生活を実現するための羅針盤としての役割を担っています。



出典：内閣府 Society5.0 ホームページ

### (6) 情報セキュリティ対策

政府は、令和7年（2025年）12月に示したサイバーセキュリティ戦略において、サイバー空間が国民生活と行政、重要インフラを支える基盤となる一方、国家を背景とした攻撃やランサムウェア、DDoS等が増大し、被害がサプライチェーンを通じて社会全体へ波及するリスクが高まっていると整理しています。

こうした情勢の下、「自由、公正かつ安全なサイバー空間」の確保を掲げ、「情報の自由な流通」「法の支配」「開放性」「自律性」「多様な主体の連携」の原則を堅持しつつ、国がより積極的に関与する方針へ転換しています。

具体的には、国家安全保障戦略（令和4年（2022年））を踏まえた検討を進め、令和6年（2024年）の有識者会議提言を経て、令和7年（2025年）に能動的サイバー防御を可能とする「サイバー対処能力強化法」等を整備しました。あわせて戦略本部を総理・全閣僚体制へ改組し、内閣官房に国家サイバー統括室を設置して官民横断の司令塔機能を強化しました。

施策は、国際連携と官民連携の下で情報収集・分析・共有を進め、政府機関に加え、地方公共団体や重要インフラの対策強化、サプライチェーン全体のレジリエンス（回復力）向上、住民・職員を含む「全員参加」の意識向上、人材・技術基盤の育成確保を一体的に推進するものとして示されています。

### 3. 県の取組とDX推進計画

沖縄県はこれまで「おきなわICT総合戦略」の下で、県民生活の充実、産業活性化、行政サービス向上を目指し、ICT利活用を推進してきました。具体的には、離島・過疎地域を海底光ケーブルで結ぶなど情報通信基盤の整備を進め、行政手続のオンライン化を図るとともに、離島地域における医療・福祉・教育分野でのICT利活用に向けた実証実験を実施してきました。さらに、沖縄のリゾート地としての強みとテクノロジーを掛け合わせて付加価値向上を狙う「リゾテックおきなわ」の取組を通じ、産業振興の取組等も行ってきました。

一方で、デジタル技術は社会課題の解決や経済・産業構造の変革、持続的発展の実現に不可欠なツールであり、今後は従前のICT利活用に加えて、あらゆる領域でDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進する必要があると沖縄県DX推進計画のなかで整理しています。当該計画は「おきなわICT総合戦略」の後継として、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」と整合した県のDX推進の総合計画のようなものであり、国が示すDXまでの段階（デジタルイゼーション＝情報のデジタル化、デジタルイゼーション＝業務・プロセスのデジタル化、DX＝新たな価値創出・変革）も踏まえ、DXに直結する取組だけでなく、基礎となるICT利活用の底上げも含めて県全体

のステップアップを図る方針です。県のみならず、県民、企業・団体、教育・研究機関等が取り組む際の指針とも位置づけられ、官民データ活用推進計画としての役割も担っています。

また当該計画の推進に当たっては、単なる技術導入ではなく、利用者目線で業務やサービスを改革し、満足につながる提供をめざすサービスデザイン思考を重視し、全庁を挙げたDX推進体制の下で計画的・効果的に施策を進めるとしています。

計画期間は令和4年度から令和13年度までの10年間で、随時必要な見直し・追加を行い、技術革新や環境変化にも柔軟に対応しながら、「安全・安心で幸福が実感できる島」の形成をデジタルの面から支えていく考え方を示しています。

#### 4. 豊見城市の取組状況

本市においては、Society 5.0時代を見据えたデジタル化を推進するため、令和2年（2020年）2月28日に「豊見城市デジタルファースト宣言」を行い、令和3年（2021年）4月には「デジタル化推進計画」を策定しました。以降、これらの方針に基づき、各種施策を展開してきました。

その後もデジタル化の重要性は一層高まり、取組の加速が求められる状況となっています。本市では、こうした変化に組織的に対応するため「デジタル推進課」を設置し、ぴったりサービス等を活用した電子申請の運用開始、市公式LINEの導入、券売機のキャッシュレス化、住所異動支援システム導入等を進めてきました。こうした市民サービスのデジタル化と普及啓発に取り組んだ結果、本市のマイナンバーカード保有枚数率は73.4%（令和8年（2026年）1月末日現在）に達しており、デジタル社会の基盤が着実に整いつつあります。加えて、ノートPCへの移行及び業務PCの無線化整備、テレワーク環境整備、ビジネスチャットツールの導入、生成AIや議事録作成システムの導入など、業務の高度化・効率化も推進しています。

		令和3年度 (R4.3月末)	令和4年度 (R5.3月末)	令和5年度 (R6.3月末)	令和6年度 (R7.3月末)	令和7年度 (R8.1月末)
保有枚数率	全国	42.4%	67.0%	73.5%	78.2%	81.2%
	沖縄県	34.0%	54.6%	61.6%	67.0%	70.7%
	豊見城市	34.5%	57.8%	65.1%	69.0%	73.4%

出典：総務省 マイナンバー制度とマイナンバーカード ホームページ

#### 令和3年度以降のデジタルツール導入累積件数

(単位：件数)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
デジタルツール導入累積件数	4	7	8	12	14

### 第3章 基本方針

今後5年間の市の取組として、豊見城市デジタル化推進計画から引き続き、豊見城市デジタルファースト宣言（令和2年（2020年）2月28日発信）における下記の3つの戦略を基本方針として掲げ、具体的な取組を推進します。

本計画の取組が着実に実行された令和12年度には、市民はオンラインで多くの行政手続を実行できるようになり、窓口に出向く負担が大幅に軽減されます。また、職員は定型業務の効率化等により負担が軽減され、市民に寄り添った対応へ注力できる環境が整います。これにより、デジタルを通じて「便利で頼れる豊見城市」を実現した姿を目指します。

#### 【基本方針1】市民サービスのデジタルファースト

市民にとって利便性が高く、かつ効率的なデジタルサービスを提供するため、適切な技術を活用し、各種行政手続きのオンライン化を進めることで市民の利便性の向上を目指します。あわせて、市民が安心して導入されたデジタル技術の恩恵を受けることができるよう、デジタルリテラシー向上に向けた取組を実施します。

#### 【基本方針2】行政運営のデジタルファースト

デジタル技術を活用することで、行政業務の効率化や高度化、迅速化、透明性の向上、サイバーセキュリティ機能の強化等を図り、効果的な行政運営を実現します。また、職員のデジタルスキル向上に向けた取組を進め、デジタル人材の育成・確保に努めます。

#### 【基本方針3】シティプロモーションのデジタルファースト

デジタル技術を活用した効果的な都市プロモーションにより地域の魅力を発信し、産業振興、観光振興、地元経済の活性化を図ります。また、ビッグデータ等の効果的活用を目指し、こうした地域DXの取組により人口減少対策やSDGsの達成といった持続可能な地域社会の実現を加速させていきます。

## 第4章 施策

本章においては、本市における3つの基本方針である、

「市民サービスのデジタルファースト」…市民サービスの向上

「行政運営のデジタルファースト」…行政運営の効率化

「シティプロモーションのデジタルファースト」…地域の魅力発信

それぞれを上位方針として、市民サービスの向上、行政運営の効率化、地域の魅力発信という3つの側面からデジタルファーストの実現を支援するための施策、また総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第5.1版（令和8年（2026年1月））】」における、「自治体DXの重点取組事項」、「自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組」を踏まえた施策を展開します。

※「自治体DXの重点取組事項」は、施策番号末尾に【★】印、

「自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組」は末尾に【◆】

<b>【基本方針1】市民サービスのデジタルファースト</b>
施策 1-1 【★】自治体フロントヤード改革の推進
施策 1-2 【★】マイナンバーカードの取得支援・利用の推進
施策 1-3 市政情報発信の強化
施策 1-4 【★】セキュリティ対策の徹底
施策 1-5 教育分野におけるICT活用
施策 1-6 防災情報のデジタル化推進
施策 1-7 【◆】デジタルデバйд対策
<b>【基本方針2】行政運営のデジタルファースト</b>
施策 2-1 【★】地方公共団体情報システムの標準化
施策 2-2 【★】「国・地方デジタル共通基盤」に基づく共通化の推進
施策 2-3 【★】公金収納におけるeL-QRの活用
施策 2-4 【★】自治体のAIの利用推進
施策 2-5 自動化ツールの活用等による業務効率化
施策 2-6 【★】働き方改革に向けたアプローチ・テレワークの推進
施策 2-7 デジタル人材の確保・育成
施策 2-8 デジタル組織体制の強化
施策 2-9 【◆】デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し
<b>【基本方針3】シティプロモーションのデジタルファースト</b>
施策 3-1 シティプロモーションの推進
施策 3-2 【◆】デジタル実装の取組推進・地域社会のデジタル化
施策 3-3 官民データ活用の推進

## 【基本方針1】市民サービスのデジタルファースト

### 施策 1-1 自治体フロントヤード改革の推進【国の自治体DXの重点取組事項】

行政手続のオンライン化だけでなく、「書かないワンストップ窓口」等、住民と行政との接点（フロントヤード）の改革を進めていきます。

#### 主な取組

- (1) 書かないワンストップ窓口の導入検討
  - 申請書への記入を不要とし、複数の手続を一つの窓口で完結できる体制の構築
- (2) 行政手続のオンライン化の拡大
  - 各種ツールを活用した各種申請のオンライン化推進
- (3) キャッシュレス決済の拡充
  - 窓口での各種手数料等のキャッシュレス決済対応
- (4) 申請書自動作成システムの導入
  - マイナンバーカード、免許証等を活用した申請書の自動作成

#### 期待される効果

- 市民の窓口での待ち時間短縮
- 申請書記入の負担軽減
- 窓口職員の業務効率化
- 市民の利便性向上

担当課：関係各課

### 施策 1-2 マイナンバーカードの取得支援・利用の推進【国の自治体DXの重点取組事項】

マイナンバーカードは、デジタル社会の基盤となるものです。取得支援を継続するとともに、利活用の拡大を推進します。

#### 主な取組

- (1) マイナンバーカードの取得推進・支援
  - カード取得に向けた広報や休日交付の実施
- (2) マイナポータルを活用したオンライン申請の拡大
  - 子育て、介護等の各種申請のオンライン化
- (3) マイナンバーカードの多目的利用の検討
  - 公共施設等の利用カードとしての活用検討
- (4) コンビニ交付サービスの周知
  - 証明書のコンビニ交付サービスの利用促進

#### 期待される効果

- マイナンバーカード普及率の向上

- 行政手続の利便性向上
- マイナンバーカードの多目的利活用
- 市民の時間的負担の軽減

**担当課**：デジタル推進課、市民課、関係各課

### 施策 1-3 市政情報発信の強化

多様な手段で市政情報を発信し、市民が必要な情報に容易にアクセスできる環境を整備します。

#### **主な取組**

- (1) ホームページのアクセシビリティ向上
  - 誰もが使いやすいホームページへの改善
- (2) SNS 等を活用した多様な情報発信
  - LINE、instagram 等を活用したタイムリーな情報発信
- (3) 多言語対応の推進
  - 外国人住民への情報提供の充実
- (4) プッシュ型情報配信の充実
  - 市民が必要とする情報を適切なタイミングで配信

#### **期待される効果**

- 市政情報へのアクセス性向上
- 外国人住民への情報提供の充実
- 市民の市政への関心向上
- 双方向コミュニケーションの促進

**担当課**：秘書広報課、関係各課

### 施策 1-4 セキュリティ対策の徹底【国の自治体DXの重点取組事項】

デジタル化の推進に伴い、情報セキュリティ対策の重要性が増しています。市民の個人情報を守るため、セキュリティ対策を徹底します。

#### **主な取組**

- (1) 情報セキュリティポリシーの適切な運用
  - 定期的な見直しと適切な運用の徹底
- (2) 職員研修の実施
  - 全職員を対象とした情報セキュリティ研修の実施
- (3) セキュリティ監査の実施
  - 定期的な自己点検及び監査による脆弱性の把握と改善
- (4) インシデント対応体制の強化

- セキュリティインシデント発生時の迅速な対応体制の整備

#### 期待される効果

- 個人情報適切な保護
- セキュリティインシデントの未然防止
- 職員のセキュリティ意識向上
- 市民からの信頼確保

**担当課**：デジタル推進課、全課

### 施策 1-5 教育分野における ICT 活用

GIGA スクール構想に基づき、児童生徒一人一台端末を活用した教育を推進するとともに、教員の業務負担軽減につながる校務DXを推進します。また生成 AI について、教育現場での活用、指針を検討していきます。

#### 主な取組

- (1) GIGA スクール構想の推進
  - 一人一台端末を活用した個別最適な学びの実現
- (2) 教職員用 PC の確保及びデジタル教材の活用
  - 教職員用 PC を確保し、デジタル教科書等の活用による学習の充実
- (3) 教育委員会としてのセキュリティポリシー策定
  - 教育委員会における統一的で適切な情報資産の取り扱い徹底
- (4) 学校と家庭の連携強化
  - デジタル連絡帳等による保護者との円滑なコミュニケーション
- (5) 校務支援システムの活用による教員の業務負担軽減
  - 校務支援システムを活用した成績処理・出欠管理等の効率化により、教員が児童生徒と向き合う時間を確保

#### 期待される効果

- 個別最適な学びの実現
- 学習の質の向上
- 情報資産の適切な管理
- 家庭との連携強化

**担当課**：教育指導課

### 施策 1-6 防災情報のデジタル化推進

災害時における迅速かつ正確な情報提供のため、防災情報のデジタル化を推進します。

#### 主な取組

- (1) 防災情報システムの拡充

- 多様な手段による防災情報の配信
- (2) 多言語対応の避難誘導整備
  - 外国人住民への防災情報提供の充実
- (3) 避難所情報のリアルタイム配信
  - 避難所の開設状況や混雑状況の情報提供
- (4) 防災アプリの活用促進
  - スマートフォンを活用した防災情報の提供

**期待される効果**

- 災害時の迅速な情報提供
- 市民の安全・安心の確保
- 外国人住民への情報提供の充実
- 避難行動の円滑化

**担当課**：総務課、関係各課

**施策 1-7 デジタルデバインド対策**

**【国の自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組】**

誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けて、デジタルデバインド（情報格差）対策を充実します。

**主な取組**

- (1) 高齢者向けスマートフォン教室の開催
  - 基本的な操作や留意すべき事項について指導
- (2) 窓口でのデジタル利用サポート
  - オンライン申請等のサポート体制の整備
- (3) 多様なアクセス手段の確保
  - デジタルとアナログの両立による選択肢の提供

**期待される効果**

- 高齢者等のデジタル利用促進
- 情報格差の解消
- 全ての市民がデジタル化の恩恵を享受
- 社会的包摂の実現

**担当課**：デジタル推進課、関係各課

## 【基本方針2】行政運営のデジタルファースト

### 施策 2-1 地方公共団体情報システムの標準化【国の自治体DXの重点取組事項】

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、20 業務の標準準拠システムへの移行を完了し、継続的な運用を行います。

対象業務（20 業務）

住民基本台帳、戸籍、戸籍附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援、生活保護、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、国民健康保険、国民年金、健康管理

#### 主な取組

- (1) 標準準拠システムへの安全な移行と安定運用
  - ・ スムーズな移行及び移行後の安定的なシステム運用の確保
- (2) 業務プロセスの見直し（BPR）
  - ・ 標準化を契機とした業務の見直しと効率化
- (3) システム間連携の最適化
  - ・ 各システム間のデータ連携の円滑化
- (4) データ標準化の徹底
  - ・ 標準仕様に基づくデータ管理の徹底

#### 期待される効果

- システム運用コストの削減
- 業務の効率化
- 他自治体との情報連携の円滑化
- システム改修の迅速化

**担当課**：対象業務担当課、デジタル推進課

### 施策 2-2 「国・地方デジタル共通基盤」に基づく共通化の推進

#### 【国の自治体DXの重点取組事項】

人口減少社会においても公共サービスをデジタルの力で維持・強化していくため、国と地方が協力して構築したシステム等の利用可能性や他自治体との共同調達を検討し、またクラウドサービスの積極的な活用を推進します。

#### 主な取組

- (1) 共通化対象システムの導入検討
  - ・ 国が整備する共通システムの積極的な活用
- (2) 都道府県・他市町村との共同調達の推進
  - ・ 沖縄県や県内市町村との共同調達による効率化

(3) クラウドサービスの積極的活用

- ・ クラウドファーストの原則に基づくシステム調達

(4) 「作る」から「使う」への転換

- ・ 個別開発から共通システム利用への転換

**期待される効果**

- システム開発・運用コストの削減
- システム導入期間の短縮
- 自治体間の情報連携の円滑化
- 最新技術の活用

**担当課**：デジタル推進課、関係各課

**施策 2-3 公金収納における eL-QR の活用【国の自治体DXの重点取組事項】**

地方税統一 QR コード（eL-QR）の活用による多様な納付手段を検討します。

**主な取組**

(1) eL-QR コード導入に向けた検討

- ・ 公金収納手数料の低減効果とシステム改修費等のバランスを確認のうえ検討

(2) 多様な納付手段の提供

- ・ 金融機関窓口、コンビニ、スマートフォンアプリ、インターネットバンキング等での納付

(3) 住民への周知・広報

- ・ 多様な納付手段の利便性と利用方法の周知

(4) 収納業務の効率化

- ・ 収納データの一元管理による業務効率化

**期待される効果**

- 市民の納付利便性向上
- 納付手段の多様化
- 収納業務の効率化
- 納付率の向上

**担当課**：納税課、会計課、関係各課

**施策 2-4 自治体の AI の利用推進【国の自治体DXの重点取組事項】**

生成 AI をはじめとする AI 技術を活用し、行政事務・サービスの質の維持・向上や業務効率化を図ります。

**主な取組**

- (1) 生成 AI の業務活用
  - 文書作成支援、議事録作成、問合せ対応、画像作成等への活用
- (2) AI-OCR による申請書類のデータ化
  - 手書き申請書の自動データ化による入力業務の削減
- (3) AI チャットボットによる問合せ対応
  - 24 時間 365 日の自動応答による市民サービスの向上
- (4) AI 利用ガイドラインの策定・運用
  - 適切かつ安全な AI 利用のためのガイドライン整備
- (5) CAIO (AI 統括責任者) の設置検討
  - AI 利活用の推進体制の整備

#### 期待される効果

- 定型業務の自動化による業務効率化
- 職員の創意工夫を要する業務への注力
- 市民サービスの質の向上
- 24 時間対応可能な市民サービスの実現

**担当課**：デジタル推進課、全課

### 施策 2-5 自動化ツールの活用等による業務効率化

RPA (ロボティック・プロセス・オートメーション) やマクロ等を活用し、定型業務の自動化を推進します。

#### 主な取組

- (1) 自動化ツールの適用業務拡大
  - データ入力、集計、転記等の定型業務への適用拡大
- (2) 定型業務の自動化推進
  - 夜間・休日の自動処理による業務時間の短縮
- (3) 効果測定と改善
  - 導入効果の測定と継続的な改善
- (4) ノウハウの庁内共有
  - 成功事例の共有による横展開

#### 期待される効果

- 定型業務の処理時間短縮
- 入力ミスの削減
- 職員の負担軽減
- 業務の正確性向上

**担当課**：デジタル推進課、全課

## 施策 2-6 働き方改革に向けたアプローチ・テレワークの推進

### 【国の自治体DXの重点取組事項】

多様な働き方の実現とワークライフバランスの向上、業務継続性の確保のため、場所にとらわれず業務が出来る環境を整備します。

#### 主な取組

- (1) テレワークの推進に向けた環境整備
  - ・ 在宅勤務のための端末やセキュリティ環境の整備
- (2) ペーパーレス化の推進
  - ・ 文書の電子化による場所にとられない業務の実現
- (3) Web 会議システムの活用
  - ・ オンライン会議の積極的な活用

#### 期待される効果

- 多様な働き方の実現
- 業務継続性の確保（災害時等）
- 職員のワークライフバランス向上
- 移動時間の削減による業務効率化

**担当課**：人事課、デジタル推進課

## 施策 2-7 デジタル人材の確保・育成

研修や外部専門人材の活用を通じて、DXを推進し組織の持続可能性を支えるデジタル人材を育成します。

#### 主な取組

- (1) DX推進リーダーの育成
  - ・ 各部署におけるDX推進の中心となる人材の育成
- (2) 職員研修の充実
  - ・ 階層別・目的別のデジタルスキル研修の実施
- (3) 市職員の外部出向による知識・スキルの習得
  - ・ 市職員の地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への出向
- (4) 外部専門人材の活用
  - ・ 民間企業等からの人材登用

#### 期待される効果

- DX推進体制の強化
- 職員のデジタルスキル向上
- 専門的知見の活用
- 先進的な取組の推進

**担当課**：デジタル推進課、人事課

## 施策 2-8 デジタル組織体制の強化

全庁的・戦略的にDXを推進するため、組織体制を継続的に強化します。あわせて、DX推進の基盤となる職員端末やネットワーク環境の最適化を進め、デジタル技術を最大限に活用できる組織風土を醸成します。

### 主な取組

- (1) DX推進体制の継続的見直し
  - 社会情勢や技術動向に応じた体制の見直し
- (2) 全庁横断的な推進体制の強化
  - 部署間の連携強化による一体的なDX推進
- (3) CIO等の役割明確化
  - 最高情報統括責任者（CIO）、AI統括責任者（CAIO）、情報セキュリティ統括責任者（CISO）の役割明確化
- (4) DXを支える執務環境の整備
  - 適正な職員用PC及びネットワーク環境の整備

### 期待される効果

- 全庁一体となったDX推進
- 迅速な意思決定
- 効率的な資源配分
- 継続的な改善

**担当課**：デジタル推進課、関係各課

## 施策 2-9 デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し

### 【国の自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組】

デジタル原則に照らして、条例・規則等の点検・見直しを行います。

(デジタル原則)

1. デジタル完結・自動化原則
2. アジャイルガバナンス原則（環境とゴールの変化を踏まえ解決策を見直し続ける）
3. 官民連携原則
4. 相互運用性確保原則
5. 共通基盤利用原則

### 主な取組

- (1) デジタル原則に照らした条例等の点検
  - 全ての条例・規則等の体系的な点検
- (2) 押印・書面規制の見直し

- 不要な押印・書面提出義務の廃止
- (3) オンライン化を前提とした手続の見直し
  - デジタル完結を前提とした手続の再設計
- (4) 規制改革の推進
  - デジタル技術の活用を阻害する規制の見直し

#### 期待される効果

- 行政手続の利便性向上
- 業務の効率化
- デジタル化の推進
- 規制の合理化

担当課：全課

### 【基本方針3】シティプロモーションのデジタルファースト

#### 施策 3-1 シティプロモーションの推進

デジタル技術を活用し、本市の魅力を効果的に発信します。

#### 主な取組

- (1) デジタル技術を活用した市の魅力発信
  - SNS、動画配信、デジタルアーカイブ等を活用した観光情報や自然歴史文化の情報発信
- (2) 観光DXの推進
  - 多言語対応観光サイトの構築やAIチャットボットによる観光案内
- (3) ふるさと納税の充実
  - オンラインでの寄付手続の利便性向上

#### 期待される効果

- 本市の認知度向上による観光客増
- 地域文化の振興によるシビックプライド(※)の醸成
- 地域経済の活性化
- 関係人口の創出

担当課：商工観光課、秘書広報課、企画調整課、文化課、関係各課

#### ※シビックプライドプライド

市民が自分の住むまち（都市・地域）に対して持つ誇りや愛着のことです。単なる「ふるさと愛」とは少し異なり、「自分もこのまちを構成する一員である」という当事者意識・参加意識が含まれている点が特徴です。

### 施策 3-2 デジタル実装の取組推進・地域社会のデジタル化

#### 【国の自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組】

地域課題の解決に向けて、デジタル技術を積極的に活用します。

##### 主な取組

- (1) スマートシティの推進
  - IoT、AI 等の先端技術を活用した都市機能の高度化
- (2) 5G 等の情報通信基盤の活用検討
  - 高速大容量通信を活用した新たなサービスの活用について検討する
- (3) 民間企業との連携強化
  - 官民連携によるデジタルサービスの開発・導入
- (4) 地域課題解決型のデジタルサービス導入
  - 交通、医療、福祉等の分野におけるデジタル技術の活用

##### 期待される効果

- 地域課題の効果的な解決
- 市民の生活利便性向上
- 地域経済の活性化
- 持続可能なまちづくり

**担当課**：企画調整課、関係各課

### 施策 3-3 官民データ活用の推進

行政が保有するデータをオープンデータとして公開し、官民データの活用を推進します。

##### 主な取組

- (1) オープンデータの拡充
  - 公開データの種類と質の向上
- (2) データ利活用環境の整備
  - データの標準化と利用しやすい形式での提供
- (3) EBPM（証拠に基づく政策立案）の推進
  - データ分析に基づく効果的な政策立案
- (4) データ分析による政策立案支援
  - 各種統計データの分析と活用

##### 期待される効果

- データに基づく効果的な政策立案
- 民間企業等による新サービスの創出
- 行政の透明性向上
- 市民との協働促進

**担当課**：全課

## 第5章 職員の行動指針

本計画に掲げる各種施策を着実に推進し、市民サービスの向上と持続可能な行政運営を実現するためには、制度やシステムの整備に加え、業務の担い手である職員一人一人の意識と行動が極めて重要となります。DXは、単に新しいツールを導入する取組ではなく、業務の進め方や意思決定のあり方、組織文化に至るまでを見直し、変化に対応し続ける「変革」です。したがって、計画の成否は、現場で日々判断し実行する職員が、目的を共有し、同じ方向を向いて挑戦し続けられるかにかかっています。

また、デジタル化の取組は、利便性向上や効率化といった効果が期待される一方で、従来のやり方を変えることへの不安、部門間の連携不足、スキルや経験の差など、推進上の課題も生じ得ます。こうした課題を乗り越え、限られた資源の中でも成果を積み重ねていくためには、DXが単なる業務負担の増加ではなく、自身の業務効率化や働きがい向上につながることを職員一人一人が実感できるような環境を整備し、DXの恩恵を「自分ごと」として捉える意識を醸成すること、そして職員が共通の価値観を持ち、市民起点で考え、学び、改善し、連携して実行する姿勢を組織全体として確立する必要があります。

そこで本章では、各施策を遂行するうえで職員が共通して持つべき心構えとして「職員の行動指針」を定め、日々の業務や改善活動の拠り所とします。

### 職員の行動指針

#### 指針1：『把握する』⇒自身と時流を的確に把握する

時流を踏まえたサービスを提供できるよう、市民、事業者、各種団体等のニーズや体験を深く理解するように努め、多角的に自らを、また提供するサービスを客観視する視点を持ちます。

#### 指針2：『改善する』⇒業務の常識に捉われず、改善を続ける

現在の業務プロセスや慣習を常に疑い、デジタル技術を活用して抜本的な見直しを行います。変化の速い時代に対応するため、自ら積極的に学び成長することで、新しい手法や技術に果敢に挑戦します。

#### 指針3：『活用する』⇒既にある価値あるものを活用する

新たなデジタル技術やこれまでに蓄積されたデータ、本市に関わっていただける人材や組織などを最大限活用し、または掛け合わせて、新たな知見や価値を導き出します。

## 第6章 計画の効果測定

DXは、単なるデジタル技術の導入に留まらず、職員一人一人が業務の改善や働きやすさの向上を実感し、その結果として市民サービスの質の向上を図ることが可能となります。

この職員の実感こそが本計画におけるDX推進の重要な鍵であり、本計画の取組が職員の実務に確実な効果をもたらしているかを継続的に検証するため、その進捗を測る指標として「職員のDX推進実感率」を設定します。本指標は、年1回の職員アンケートにより測定し、結果を踏まえて施策の改善や職員支援の充実に図ります。

### 職員のDX推進実感率

定義：DXの推進により、業務の効率化や働きやすさが向上したと実感している職員の割合

○現状値（令和8年（2026年）3月）⇒ 64.4%

○目標値（令和13年（2031年）3月）⇒ 75.0%

施策取組スケジュール

【基本方針1】市民サービスへのデジタルファースト

※総務省自治体DX推進計画における「自治体DXの省重点取組項目」は、施策番号末尾に【★】印  
「自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組」は施策番号末尾に【◆】印

施策	主な取組	担当課	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
施策1-1【★】 自治体フロントヤード 改革の推進	(1) 書かないワンストップ窓口の導入検討 (2) 行政手続のオンライン化の拡大 (3) キャッシュレス決済の拡充 (4) 申請書自動作成システムの導入	関係各課		検討・導入・拡充			
施策1-2【★】 マイナナンバーカードの 取得支援・利用の推進	(1) マイナナンバーカードの取得推進・支援 (2) マイナポータルを活用したオンライン申請の拡大 (3) マイナポータルカードの多目的利用の検討 (4) コンビニ交付サービスの周知	デジタル推進課 市民課 関係各課		カード普及・活用機会拡大			
施策1-3 市政情報発信の強化	(1) ホームページのアクセシビリティ向上 (2) SNS等を活用した多様な情報発信 (3) 多言語対応の推進 (4) プッシュ型情報配信の充実	秘書広報課 関係各課		整備・実施			
施策1-4【★】 セキュリティ対策の徹 底	(1) 情報セキュリティポリシーの適切な運用 (2) 職員研修の実施 (3) セキュリティ監査の実施 (4) インシデント対応体制の強化	デジタル推進課 全課		情報セキュリティ対策・監査			
施策1-5 教育分野におけるI C T活用	(1) GIGAスクール構想の推進 (2) 教職員用PCの確保及びデジタル教材の活用 (3) 教育委員会としてのセキュリティポリシー策定 (4) 学校と家庭の連携強化 (5) 校務支援システムの活用による教員の業務負担軽減	教育総務課		整備・実施			
施策1-6 防災情報のデジタル化 推進	(1) 防災情報システムの拡充 (2) 多言語対応の避難誘導整備 (3) 避難所情報のリアルタイム配信 (4) 防災アプリの活用促進	総務 関係各課		整備・実施			
施策1-7【◆】 デジタルデバйд対策	(1) 高齢者向けスマートフォン教室の開催 (2) 窓口でのデジタル利用サポート (3) 多様なアクセス手段の確保	デジタル推進課 関係各課		啓発・整備			

## 【基本方針2】行政運営のデジタルファースト

※総務省自治体DX推進計画における「自治体DXの省重点取組項目」は、施策番号末尾に【★】印  
「自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組」は施策番号末尾に【◆】印

施策	主な取り組み	担当課	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
施策2-1 【★】 地方公共団体情報シ ステムの標準化	(1) 標準準拠システムへの安全な移行と安定運用 (2) 業務プロセスの見直し (BPR) (3) システム間連携の最適化 (4) データ標準化の徹底	基幹系業務担当課 デジタル推進課			調整・整備・運用		
施策2-2 【★】 「国・地方デジタル共 通基盤」に基づく共通 化の推進	(1) 共通化対象システムの導入検討 (2) 都道府県・他市町村との共同調達の推進 (3) クラウドサービスの積極的活用 (4) 「作る」から「使う」への転換	デジタル推進課 関係各課		検討・導入			
施策2-3 【★】 公金収納におけるeL- QRの活用	(1) eL-QRコード導入に向けた検討 (2) 多様な納付手段の提供 (3) 住民への周知・広報 (4) 収納業務の効率化	納税課 会計課 関係各課		検討・導入			
施策2-4 【★】 自治体のAIの利用推進	(1) 生成AIの業務活用 (2) AI-OCRによる申請書類のデータ化 (3) AIチャットボットによる問合せ対応 (4) AI利用ガイドラインの策定・運用 (5) CAIO (AI統括責任者) の設置検討	デジタル推進課 全課		整備・運用			
施策2-5 自動化ツールの活用等 による業務効率化	(1) 自動化ツールの適用業務拡大 (2) 定型業務の自動化推進 (3) 効果測定と改善 (4) ノウハウの庁内共有	デジタル推進課 全課		整備・運用			
施策2-6 【★】 働き方改革に向けたア プローチ・テレワーク の推進	(1) テレワークの推進に向けた環境整備 (2) ペーパーレス化の推進 (3) Web会議システムの活用	人事課 デジタル推進課		整備・運用			

<p>施策2-7 デジタル人材の確保・育成</p>	<p>(1) DX推進リーダーの育成 (2) 職員研修の充実 (3) 市職員の外部志向による知識・スキルの習得 (4) 外部専門人材の活用</p>	<p>デジタル推進課 人事課</p>	<p>育成・研修実施・派遣</p>
<p>施策2-8 デジタル組織体制の強化</p>	<p>(1) DX推進体制の継続的見直し (2) 全庁横断的な推進体制の強化 (3) CIO等の役割明確化 (4) DXを支える執務環境の整備</p>	<p>デジタル推進課 関係各課</p>	<p>体制整備・強化</p>
<p>施策2-9【◆】 デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し</p>	<p>(1) デジタル原則に照らした条例等の点検 (2) 押印・書面規制の見直し (3) オンライン化を前提とした手続の見直し (4) 規制改革の推進</p>	<p>全課</p>	<p>内部点検・見直し</p>

(齊 学)

【基本方針3】シティプロモーションのデジタルファースト ※総務省自治体DX推進計画における「自治体DXの省重点取組項目」は、施策番号末尾に【★】印  
「自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組」は施策番号末尾に【◆】印

施策	主な取り組み	担当課	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
<p>施策3-1 シティプロモーションの推進</p>	<p>(1) デジタル技術を活用した市の魅力発信 (2) 観光DXの推進 (3) ふるさと納税の充実</p>	<p>商工観光課 秘書広報課 企画調整課 関係各課</p>			実施		
<p>施策3-2【◆】 デジタル 実装の取組推進・地域 社会のデジタル化</p>	<p>(1) スマートシティの推進 (2) 5G等の情報通信基盤の活用検討 (3) 民間企業との連携強化 (4) 地域課題解決型のデジタルサービス導入</p>	<p>企画調整課 関係各課</p>			実施		
<p>施策3-3 官民データ活用 の推進</p>	<p>(1) オープンデータの拡充 (2) データ利活用環境の整備 (3) EBPM（証拠に基づく政策立案）の推進 (4) データ分析による政策立案支援</p>	<p>全課</p>			実施		

## ○豊見城市DX推進本部設置規程

令和5年11月2日訓令第18号

### (設置)

第1条 本市におけるデジタルトランスフォーメーション（デジタル技術及びデータを活用して、市民の利便性を向上させ、地域社会のデジタル化を図るとともに、業務効率化を推進し、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことをいう。以下「DX」という。）に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、豊見城市DX推進本部（以下「本部」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) DXの全庁的な推進及び総合調整に関すること。
- (2) 情報セキュリティに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、DX推進に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長に市長、副本部長に副市長をもって充てる。

3 本部員は、豊見城市市政運営会議設置規程（平成11年豊見城村訓令第13号）第9条第1項の規定により庁議を構成する者（市長及び副市長を除く。）をもって充てる。

### (本部長等)

第4条 本部長は、DXに関する最高責任者である最高情報統括責任者（CIO）として本部を代表し、会務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集する。

2 本部は、本部員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 本部の議事は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは本部長の決するところによる。

### (専門部会設置)

第6条 本部の所掌事項を専門的に調査検討し、推進するため、本部の下部組織として専門部会を置くことができる。

2 専門部会長は、本部長が任命する。

3 専門部会委員は、専門部会長が任命する。

4 専門部会の会議は、専門部会長が招集する。

5 専門部会は、調査検討の経過及び結果について、必要に応じ本部に報告するものとする。

(協力の要請)

第7条 本部長又は専門部会長は、必要があると認めるときは、本部員又は専門部会委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、企画部デジタル推進課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年11月2日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日訓令第6号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。